

＜ 消費税法 第74回（令和6年度） 解 答 ＞

〔第一問〕

問1 計35点

(1)

1 課税資産の譲渡等の意義

資産の譲渡等のうち、国内取引の非課税の規定により消費税を課さないこととされるもの以外のものをいう。

2 適格請求書の交付義務

適格請求書発行事業者は、国内において課税資産の譲渡等（特定資産の譲渡等及び輸出免税取引を除く。）を行った場合において、その課税資産の譲渡等を受ける他の事業者（免税事業者を除く。）から適格請求書（一定の事項を記載した請求書、納品書その他これらに類する書類をいう。）の交付を求められたときは、その課税資産の譲渡等に係る適格請求書（電磁的記録を含む。）をその他の事業者に交付しなければならない。

(2)

イの取引

＜課税関係＞

- ① A社が行う意匠権の通常実施権の許諾が国内で行われたかどうかの判定は、意匠権の登録をした機関の所在地が国内にあるかどうかにより行うため、国内で行われた資産の譲渡等に該当し、課税の対象となる。
- ② 非居住者であるB社に対する無形固定資産等の貸付けとして、輸出免税取引となる。
- ③ 許諾料は、課税売上割合の計算上、資産の譲渡等の対価の額の合計額及び課税資産の譲渡等の対価の額の合計額に計上する。

＜交付の要否＞

A社が行った意匠権の通常実施権の許諾は、国内において行った課税資産の譲渡等（輸出免税取引を除く。）に該当しないため、適格請求書の交付は要しない。

ロの取引

＜課税関係＞

A社が行う自社ホームページ上への外国法人C社の広告の掲載は、電気通信利用役務の提供を受けるC社の本店又は主たる事務所が国外であるため、国外取引に該当し、課税の対象とならない。

＜交付の要否＞

A社が行った自社ホームページ上への広告の掲載は、国内において行った課税資産の譲渡等（輸出免税取引を除く。）に該当しないため、適格請求書の交付は要しない。

(3)

1 媒介者交付特例の内容

事業者（適格請求書発行事業者に限る。）が、媒介又は取次ぎに係る業務を行う者（適格請求書発行事業者に限る。以下「媒介者等」という。）を介して国内において課税資産の譲渡等を行う場合において、その媒介者等がその課税資産の譲渡等の時までにその事業者から登録を受けている旨の通知を受けているときは、その媒介者等は、その課税資産の譲渡等を受ける他の者に対し、その事業者の氏名又は名称及び登録番号に代えて、その媒介者等の氏名又は名称及び登録番号を記載したその課税資産の譲渡等に係る適格請求書、適格簡易請求書若しくは適格返還請求書（以下「適格請求書等」という。）又は適格請求書等に記載すべき事項に係る電磁的記録を、その事業者に代わって交付し、又は提供することができる。

この場合において、その媒介者等は、その適格請求書等の写し又はその電磁的記録を保存しなければならない。

2 A社が行うべき事項

- ① D社に委託した課税資産の譲渡等が行われる時までに、D社に対しA社が適格請求書発行事業者の登録を受けている旨を通知する。
- ② D社から交付された適格請求書等の写し（電磁的記録を含む。）を保存する。

3 D社が行うべき事項

- ① A社から受託した家具の販売時に交付した適格請求書等の写し（電磁的記録を含む。）を保存する。
- ② A社に代わって買手に交付した適格請求書等の写し（電磁的記録を含む。）を、A社に交付する。

問2 計15点

(1)

（選択欄） 正

（理 由） 消費税法第31条第1項の規定は、仕入れに係る消費税額の控除において、「非課税資産の譲渡等のうち輸出取引等に該当するもの」を「課税資産の譲渡等に係る輸出取引等」とみなす規定であり、課税売上割合の計算上、課税資産の譲渡等の対価の額の合計額に含めるが、消費税第9条第1項における「基準期間における課税売上高」の計算の基礎となる「課税資産の譲渡等の対価の額」には、「非課税資産の譲渡等のうち輸出取引に該当するものの対価の額」は含めない。

(2)

（選択欄） 誤

（理 由） 免税事業者であった課税期間において行った課税仕入れについて、課税事業者となった課税期間に仕入れに係る対価の返還等を受けた場合には、消費税法第32条に規定する仕入れに係る対価の返還等の規定は適用されない。

ただし、免税事業者が課税事業者となった場合に、その課税事業者となった課税期間の初日の前日において免税事業者であった期間中に国内において譲り受けた課税仕入れに係る棚卸資産を有しているときは、その課税仕入れに係る棚卸資産をその課税事業者となった課税期間の仕入れに係る消費税額の計算の基礎となる課税仕入れ等の税額とみなすため、消費税法第32条が適用される。

(3)

（選択欄） 誤

（理 由） 仮決算をして中間申告書を提出する場合において、課税標準額に対する消費税額から控除されるべき消費税額を控除して控除不足額が生じるとしても、その控除不足額につき還付を受けることはできない。

〔第二問〕

問 1 計 30 点

Ⅰ 課税標準額に対する消費税額の計算

【課税標準額】

計 算 過 程 (単位：円)		
$92,460,440 + 110,510,180 + (2,660,080 - 47,440) + 56,870 = 205,640,130$ $205,640,130 \times \frac{100}{110} = 186,945,572 \rightarrow 186,945,000$ (千円未満切捨)		
	金 額	186,945,000 円

【課税標準額に対する消費税額】

計 算 過 程 (単位：円)		
$186,945,000 \times 7.8\% = 14,581,710$		
	金 額	14,581,710 円

Ⅱ 仕入れに係る消費税額の計算等

【課税売上割合】

計 算 過 程 (単位：円)		
(1) 課税売上高 ① 186,945,572 ② $(1,208,350 + 198,110 + 233,480) \times \frac{100}{110} = 1,490,854$ ③ ①－②＝185,454,718 (2) 非課税資産の輸出等の金額 3,471 (3) 非課税売上高 $20,189,400 + 47,440 + 657 + 237,600 = 20,475,097$ (4) $\frac{(1) + (2)}{(1) + (2) + (3)} = \frac{185,458,189}{205,933,286}$		
	課税売上割合	185,458,189 円 205,933,286 円

【仕入れに係る消費税額の計算方法の判定】

計 算 過 程 (単位：円)	
$\frac{185,458,189}{205,933,286} \approx 90.0\% < 95\%$	
判定結果	☐ 全額控除 ☒ 個別対応方式又は一括比例配分方式 いずれかに✓を付すこと

【小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置（2割特例）の適用の有無の判定】

計 算 過 程 (単位：円)	
(1) 基準期間 なし (2) 特定期間 特定期間における課税売上高 1,000 万円以下 (3) 新設法人 期首資本金の額 8,000,000 < 10,000,000 (4) 特定新規設立法人 ① 特定要件 $\frac{6,000,000}{8,000,000} = 75\% > 50\%$ ∴ 特定要件に該当する ② 解散法人（丁社） (イ) 設立の日前1年以内に解散 (ロ) 乙社 100% > 50% ∴ 解散法人に該当する ③ $\frac{584,638,000 + 147,241,500}{12 + 5} \times 12 = 516,620,823 > 500,000,000$ ∴ 適用あり	
判定結果	適用の有無の判定 ☐ 有 ☒ 無 いずれかに✓を付すこと

【仕入れに係る消費税額】

計 算 過 程				(単位：円)
(1) 区分経理及び税額				
① 課税資産の譲渡等に係るのみ要するもの				
(イ) 課税仕入れに係る消費税額				
イ 7.8%				
(a) $(70,856,500 - 6,737,830) + 73,437,760 + 381,480 + 595,760 + (842,600 - 205,700) + 1,186,900$				
$+ 746,020 = 141,103,490$				
$141,103,490 \times \frac{7.8}{110} = 10,005,520$				
(b) $6,737,830 + 205,700 = 6,943,530$				
$6,943,530 \times \frac{7.8}{110} \times 80\% = 393,887$				
(c) (a) + (b) = 10,399,407				
ロ 6.24%				
$85,000 \times \frac{6.24}{108} = 4,911$				
ハ イ + ロ = 10,404,318				
(ロ) 仕入れに係る対価の返還等に係る消費税額				
イ $508,200 - 80,850 = 427,350$				
$427,350 \times \frac{7.8}{110} = 30,303$				
ロ $80,850 \times \frac{7.8}{110} \times 80\% = 4,586$				
ハ イ + ロ = 34,889				
(ハ) (イ) - (ロ) = 10,369,429				
② その他の資産の譲渡等に係るのみ要するもの				
$685,300 + 39,600 = 724,900$				
$724,900 \times \frac{7.8}{110} = 51,402$				
③ 共通して要するもの				
(イ) 7.8%				
イ $1,327,480 + 108,350 + 15,400 + 643,060 + (2,475,640 - 85,000 - 39,600) + (841,060 - 217,800)$				
$+ 121,440 + 4,804,800 + 990,000 + 396,000 + (6,540,930 - 1,208,950) = 16,712,810$				
$16,712,810 \times \frac{7.8}{110} = 1,185,090$				
ロ $217,800 + 1,208,950 = 1,426,750$				
$1,426,750 \times \frac{7.8}{110} \times 80\% = 80,935$				
ハ イ + ロ = 1,266,025				

計 算 過 程		(単位：円)
(㍀) 6.24% $714,960 + 47,520 = 762,480$ $762,480 \times \frac{6.24}{108} = 44,054$ (㍁) (イ) + (㍀) = 1,310,079 ④ 合計 (イ) 課税仕入れに係る消費税額 イ 7.8% (a) $141,103,490 + 724,900 + 16,712,810 = 158,541,200$ $158,541,200 \times \frac{7.8}{110} = 11,242,012$ (b) $6,943,530 + 1,426,750 = 8,370,280$ $8,370,280 \times \frac{7.8}{110} \times 80\% = 474,822$ (c) (a) + (b) = 11,716,834 ロ 6.24% $85,000 + 762,480 = 847,480$ $847,480 \times \frac{6.24}{108} = 48,965$ ハ イ + ロ = 11,765,799 (㍀) 仕入れに係る対価の返還等に係る消費税額 $34,889$ (㍁) (イ) - (㍀) = 11,730,910 (2) 個別対応方式 $(1)① + (1)③ \times \frac{185,458,189}{205,933,286} = 11,549,252$ (3) 一括比例配分方式 $(1)④ \times \frac{185,458,189}{205,933,286} = 10,564,554$ (4) (2) > (3) $\therefore 11,549,252$		
金 額		11,549,252 円

【売上げに係る対価の返還等に係る消費税額】

計 算 過 程		(単位：円)
$(1,208,350 + 198,110 + 233,480) \times \frac{7.8}{110} = 116,286$		
金 額		116,286 円

【貸倒れに係る消費税額】

計 算 過 程 (単位：円)		
	金 額	0 円

Ⅲ 差引税額又は控除不足還付税額の計算

【差引税額又は控除不足還付税額】

計 算 過 程 (単位：円)		
$14,581,710 - (11,549,252 + 116,286) = 2,916,172 \rightarrow 2,916,100$		
	金 額	2,916,100 円

Ⅳ 中間納付税額の計算

計 算 過 程 (単位：円)		
【一月中間申告の要否の判定】 $\frac{472,000}{10} = 47,200 \leq 4,000,000 \quad \therefore \text{適用なし}$		
【三月中間申告の要否の判定】 $\frac{472,000}{10} \times 3 = 141,600 \leq 1,000,000 \quad \therefore \text{適用なし}$		
【六月中間申告の要否の判定】 $\frac{472,000}{10} \times 6 = 283,200 > 240,000 \quad \therefore \text{適用あり}$		
【中間納付税額】 283,200 (百円未満切捨)		
	金 額	283,200 円

Ⅴ 納付税額又は中間納付還付税額の計算

【納付税額又は中間納付還付税額】

計 算 過 程 (単位：円)		
$2,916,100 - 283,200 = 2,632,900$		
	金 額	2,632,900 円

問2 計20点

I 課税標準額に対する消費税額の計算

【課税標準額】

計 算 過 程			(単位：円)
(1) 7.8% $211,098 + 20,365 = 231,463$ $231,463 \times \frac{100}{110} = 210,420 \rightarrow 210,000 \text{ (千円未満切捨)}$			
(2) 6.24% $24,823,739 + 1,767,538 + (\text{注})27,000 = 26,618,277$ $26,618,277 \times \frac{100}{108} = 24,646,552 \rightarrow 24,646,000 \text{ (千円未満切捨)}$ (注) みなし譲渡 $24,678 < 54,000 \times 50\% = 27,000 \quad \therefore 27,000$			
(3) (1) + (2) = 24,856,000			
		金額	24,856,000 円

【課税標準額に対する消費税額】

計 算 過 程			(単位：円)
(1) 7.8% $210,000 \times 7.8\% = 16,380$			
(2) 6.24% $24,646,000 \times 6.24\% = 1,537,910$			
(3) (1) + (2) = 1,554,290			
		金額	1,554,290 円

Ⅱ 仕入れに係る消費税額の計算等

【課税売上割合】

計 算 過 程			(単位：円)
(1) 課税売上高			
① $210,420 + 24,646,552 = 24,856,972$			
② $23,760 \times \frac{100}{108} = 22,000$			
③ ①－②＝24,834,972			
(2) 非課税売上高			
$960,000 + 75,000 + 24,373 + 166 = 1,059,539$			
(3) $\frac{(1)}{(1) + (2)} = \frac{24,834,972}{25,894,511}$			
		課税売上割合	24,834,972 円 25,894,511 円

【仕入れに係る消費税額の計算方法の判定】

計 算 過 程			(単位：円)
(1) $\frac{24,834,972}{25,894,511} \div 95.9\% \geq 95\%$			
(2) $24,834,972 \leq 500,000,000$			
	判定結果	☒ 全額控除 ☐ 個別対応方式又は一括比例配分方式 いずれかに✓を付すこと	

【小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置（2割特例）の適用の有無の判定】

計 算 過 程			(単位：円)
(1) 適格請求書発行事業者である			
(2) 基準期間			
$2,552,186 + 18,360 = 2,570,546 \leq 10,000,000$			
(3) 特定期間			
$9,574,704 + 82,630 = 9,657,334 \leq 10,000,000$			
	判定結果	適用の有無の判定 ☒ 有 ☐ 無 いずれかに✓を付すこと	

【仕入れに係る消費税額】

計 算 過 程		(単位：円)
(1) 区分経理及び税額 (※全額控除のため、区分経理していなくても可)		
① 課税資産の譲渡等に係るもの		
(イ) 課税仕入れ		
イ 7.8%		
$114,781 + 67,606 + 267,263 + 3,800 + 132,000 + 16,500 + 2,138,878 + 42,000 + 1,584,000 + 554,400$ $+ 27,720 + 28,000 + 283,000 + 24,000 + 11,000 + 815,241 + 344,132 + 77,000 + (67,142 - 30,500)$ $+ 2,605,000 = 9,172,963$		
ロ 6.24%		
(a) $254,114 + (8,548,371(\text{注}) - 548,154) + 28,454 + 30,500 = 8,313,285$		
(注) 少額特例 基準期間 2,570,546 ≤ 100,000,000 (特定期間 9,657,334 ≤ 50,000,000) ∴適用あり		
(b) 548,154		
(ロ) 仕入れに係る対価の返還等		
34,152		
② その他の資産の譲渡等に係るもの		
$79,680 + 41,250 = 120,930$		
③ 共通して要するもの		
$91,763 + (69,570 - 3,800) + 122,081 + 26,400 + (119,173 - 16,500) + (2,381,310 - 2,138,878)$ $+ (96,868 - 61,148) + (451,344 - 23,760 - 27,720 - 316,654) + 362,001 = 1,132,050$		
④ 合計		
(イ) 課税仕入れ		
イ 7.8%		
$9,172,963 + 120,930 + 1,132,050 = 10,425,943$ $10,425,943 \times \frac{7.8}{110} = 739,294$		
ロ 6.24%		
(a) $8,313,285 \times \frac{6.24}{108} = 480,323$		
(b) $548,154 \times \frac{6.24}{108} \times 80\% = 25,336$		
(c) (a) + (b) = 505,659		
ハ イ + ロ = 1,244,953		
(ロ) 仕入れに係る対価の返還等		
$34,152 \times \frac{7.8}{110} = 2,421$		
(ハ) (イ) - (ロ) = 1,242,532		
(2) 2割特例		
$(1,554,290 - 1,372) \times 80\% = 1,242,334$		

計 算 過 程 (単位：円)		
(3) (1) > (2) ∴ 1, 242, 532		
	金 額	1, 242, 532 円

【売上げに係る対価の返還等に係る消費税額】

計 算 過 程 (単位：円)		
$23,760 \times \frac{6.24}{108} = 1,372$		
	金 額	1, 372 円

Ⅲ 差引税額又は控除不足還付税額の計算

【差引税額又は控除不足還付税額】

計 算 過 程 (単位：円)		
$1,554,290 - (1,242,532 + 1,372) = 310,386 \rightarrow 310,300$ (百円未満切捨)		
	金 額	310, 300 円

Ⅳ 納付税額又は中間納付還付税額の計算

【納付税額又は中間納付還付税額】

計 算 過 程 (単位：円)		
	金 額	310, 300 円